

岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要

第1 条例の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い個人情報保護制度の官民一元化が図られ、令和5年4月1日には地方公共団体の機関における個人情報保護制度の規律が条例から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に一元化されることを受け、岩見沢市個人情報保護条例（平成15年条例第19号）のを全部改正し、岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例を定める。

第2 条例案の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める。

(2) 定義（第2条関係）

条例が適用される「市の機関」として議会を除く市の執行機関を定めるほか、条例中の用語は法及び同法施行令に使用する用語の例による。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の作成等（第3条関係）

現行の岩見沢市個人情報保護条例において実施している個人情報取扱事務の届出書と同様に、個人情報を取り扱う事務について、所定の事項を記載した登録簿を備え付ける。

(4) 開示請求の手続（第4条関係）

開示請求の手続において、開示請求書に法に定める事項のほか規則等に定める事項を記載することを求める。

(5) 開示請求に係る手数料等（第5条関係）

現行の岩見沢市個人情報保護条例と同様に、開示請求に係る手数料の額は無料とし、写しの交付及び写しの交付の送付に要する費用については実費負担とする。

(6) 開示決定等の期限（第6条関係）

現行の岩見沢市個人情報保護条例と同様に、開示請求のあった日の翌日

から起算して14日以内に開示決定等を行う。

(7) 訂正請求の手續（第7条関係）

訂正請求の手續において、訂正請求書に法に定める事項のほか規則等に定める事項を記載することを求める。

(8) 利用停止請求の手續（第8条関係）

利用停止請求の手續において、利用停止請求書に法に定める事項のほか規則等に定める事項を記載することを求める。

(9) 岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問（第9条関係）

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）第16条第1項に規定する岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(10) 委任（第10条関係）

この条例の施行について必要な事項は、規則等で定める。

(11) 経過措置（附則第2条）

施行日前における改正前の岩見沢市個人情報保護条例の適用関係（罰則規定を含む。）について定める。

(12) 岩見沢市情報公開条例の一部改正（附則第3条関係）

審査会に関する規定の整備を行う。

(13) 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例の一部改正（附則第4条関係）

協定の締結及び個人情報の安全管理に関する規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和5年4月1日

岩見沢市条例第 2 号

岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

岩見沢市個人情報保護条例（平成 15 年条例第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 5 条第 2 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿の作成等）

第 3 条 市の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事

務登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- (1) 事務の開始、変更又は廃止年月日
- (2) 個人情報取扱事務を所管する部課等の名称
- (3) 個人情報の収集先
- (4) 個人情報の経常的な提供先
- (5) 外部委託の有無
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報の記録形態
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則等で定める事項

2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則等で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に行ななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(訂正請求の手続)

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則等で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則等で定める事項を記載するものとする。

(岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第9条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、岩見沢市情報公開条例(平成14年条例第2号)第16条第1項に規定する岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の岩見沢市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号アに規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事する旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報取扱事務に従事する旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条の委託に係る受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第14条、第21条又は第21条の2の規定による請求がされた場合における開示及び訂正等（これらに係る旧条例第24条に規定する費用の負担を含む。）については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第

4号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 施行日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（岩見沢市情報公開条例の一部改正）

第3条 岩見沢市情報公開条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のように改める。

情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運用並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項又は岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第44条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求に関する事項

第16条第2項第4号を次のように改める。

(4) 岩見沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）第9条又は岩見沢市議会の個人情報の保護に関する条例第49条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
（岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第4条 岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第11条において同じ。）」を加える。

第11条の見出しを「(秘密保持義務及び個人情報の安全管理)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、施設の管理に係る業務において個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。